第一次所得収支	12,708	19,869	22,250	54,827
（対前年同月〈期〉比）	（　−4.4）	（　−1.3）	（　3.1）	（　−0.3）
第二次所得収支	−1,096	−1,723	−3,324	−6,142
（対前年同月〈期〉比）	（　−17.4）	（　−13.3）	（　1.7）	（　−6.7）
経常収支	952	28,940	29,805	59,697
（対前年同月〈期〉比）	（　−83.5）	（　21.6）	（　0.3）	（　0.7）
資本移転等収支	−236	−119	−315	−671
直接投資	11,039	21,985	23,755	56,778
証券投資	−46,691	−29,027	34,894	−40,824
金融派生商品	5,916	3,747	2,282	11,946
その他投資	4,398	16,156	−7,694	12,860
外貨準備	10,986	4,519	−3,841	11,664
金融収支	−14,351	17,379	49,396	52,424
誤差脱漏	−15,066	−11,442	19,906	−6,602

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産−負債）の増加、−は同減少を示す。

公告

諸事項

工場財団

福島県相馬市中村字塚ノ町65番地16振興ビル４階**合同会社レナトス相馬ソーラーパーク**の工場財団に福島県相馬市磯部字芹谷地557番地１レナトス相馬ソーラーパークの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年７月21日

福島地方法務局相馬支局

有権者申出方

元当局所属公証人福田庄一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年７月21日　　盛岡地方法務局

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成29年７月21日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成29年７月11日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成29年７月21日

広島法務局長　喜多　剛久

記

氏名　宮本　真光

所属する土地家屋調査士会　広島県土地家屋調査士会

登録番号　広島第1802号

事務所の所在地　広島県世羅郡世羅町大字小国3217番地４

違反行為　本人確認義務違反等

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ニッセンユービスト友の会	京都府京都市南区吉祥院西ノ茶屋町79番地	友第4020号	平成29年５月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成29年７月21日

近畿経済産業局長　森　　清

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成29年９月19日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成29年９月19日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社ニッセンユービスト友の会	京都市南区吉祥院西ノ茶屋町79番地	平成29年５月31日

記

あて先　〒540−8535　大阪市中央区大手前１−５−44
近畿経済産業局産業部消費経済課
電話06−6966−6027

様式

申　出　書

近畿経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

公示送達

特許法第191条（商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所	氏名	送達する書類 事件の表示	書類名
千葉県松戸市小金444−165	林　芳子	特願2016−035680 特許第5499392号	納付書補充指令書（設定） 納付書補充指令書（年金）
埼玉県越谷市千間台西１−13−１−903	藤森　智子	実願2016−005775	手続補正指令書（方式）
東京都港区南青山２丁目27番22号青山安田ビル７階	太田　雅人	商願2015−063082	拒絶査定の謄本